

地域企業「担い手交流」実践プログラム 交流（受入・送出）企業募集要項

1 ビジョン

本プログラムは、地域企業などの人材が企業の枠を超えて、様々な仕事に挑戦できる仕組みを構築するものです。本プログラムの浸透を通じ、地域企業が相互に刺激を与え、経営課題の解決・担い手育成に取り組むまち・京都を目指します。

2 趣旨等

地域企業が抱える経営課題の解決のため、他企業の人材を活用・交流する仕組みを構築します。これにより、地域企業の人材確保や人材育成を支援するとともに、人材交流を促進し、企業間連携の強化など交流企業相互にメリットをもたらします。

(1) 次世代型・・・次世代人材のレンタル移籍（原則復帰）

将来的に経営の中核を担う人材が、一定期間（企業間で調整）出向し、新規事業の開発や、組織の活性化など、経営課題の解決に取り組みます。

(2) ミドル型・・・中堅・ミドル層のインターンシップ（原則移籍）

経験豊富なミドル層の人材が、一定期間（企業間で調整）出向又は移籍し、即戦力として事業強化や組織活性化などを推進します。

※ 試用期間の設定

次世代型、ミドル型のいずれも、試用期間を設定することができます。

3 プログラムの概要

企業間の担い手交流に当たり、京都市及び（公財）産業雇用安定センターが連携して伴走支援します。

【支援事例】

ニーズ把握のためのヒアリング、採用力強化支援（企業紹介シートの作成等）、人事制度の導入支援、人材マッチング（面談等）、事前研修や着任後のフォローアップに至るまで、各社の内部課題や状況に応じて幅広く支援します。

（参考）本プログラムの流れ（イメージ）

①ヒアリング

応募受付後、書類審査やヒアリングを実施

②交流企業登録

交流企業候補として登録（受入・送出・両方）

③マッチング支援

- ・ 経営課題や必要な人材像等の整理、「企業紹介シート」等の作成
- ・ 出向候補人材に該当する企業の抽出、出向候補者との面談設定

④出向契約締結（関係法令の遵守）、出向スタート

労働関係法令を踏まえたうえで、出向契約その他必要な契約を締結

⑤フォローアップ

交流人材の勤務状況の確認や相談対応を行うとともに、企業間の人的ネットワークの形成を図るための研修等を開催

※ 人材交流の取組内容や成果等については、他の地域企業の担い手交流促進のため、広報に御協力ください（報告時期や内容、方法は、別途調整）。

4 対象

（１）受入企業

京都市内に本社又は主たる事業所を有し、外部人材を受け入れて、経営課題の解決等を目指す企業

（２）送出企業

外部企業への一定期間移籍を活用して、人材育成や外部ネットワーク構築等の人事課題の解決を目指す企業

※ 本プログラムの実施会場（移籍先を含む）は、原則として、京都市域内となります。

また、京都市内に本社又は主たる事業所を有する企業は、受入企業、送出企業の両方に応募いただくことができます。

5 受付期間

随時

6 交流企業登録への申請方法

所定のエントリーシート（第1号様式）、確認書（第2号様式）に必要事項を入力のうえ、地域企業「担い手交流」実践プログラム推進デスクに提出（info@kyoto-ninaite.com）

7 申請後の手続き

提出書類をもとに登録の可否を判断します。必要があればヒアリングを行います。登録決定後、「交流企業（受入・送出）登録書」をお送りいたします。

8 問合せ先

地域企業「担い手交流」実践プログラム推進デスク

〒600-8361 京都市下京区堀之上町 540 淳風 bizQ 2 階

TEL：075-746-2845 電子メール：info@kyoto-ninaite.com

受付時間 | 月曜日～金曜日の午前9時～午後6時（土・日・祝は除く）。

WEBサイトURL：https://kyoto-ninaite.city.kyoto.lg.jp

【留意点】

(1) 出向負担金その他必要な経費

京都市及び（公財）産業雇用安定センターが行う、マッチング支援等に要する費用はかかりません（無料）。

なお、人材受入に当たって必要な経費（契約締結に要する費用、人材受入後の出向負担金や保険等）は、参加企業に負担いただく場合があります。

(2) 人材マッチングについて

本プログラムの対象企業として登録された場合でも、求人内容や候補人材の状況、出向条件等の事情により、人材交流に至らないことがあります。

(3) 個人情報の保護について

本プログラムの実施に当たって知り得た個人情報の取扱いについては、各種適用法令及びガイドラインを厳守してください。

(4) 反社会勢力の排除

代表者（代表者、法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずるものと同様以上の支配力を有すると認められる者を含む））について、京都市暴力団排除条例第2条第1項第4号に規定する暴力団員等又は同5号に規定する暴力団密接関係者が判明した場合、選定を取り消します。また、選定後、支援途中であっても、本プログラムへの参加や支援を取り消します。

(5) 関係法令の遵守

本プログラムの実施に当たっては、労働関連法規をはじめとする関係法令・手続きを遵守してください。

(6) 不正行為に対する措置

本プログラムの実践において、不正行為又は関係法令等の違反が認められた場合には参加を取り消します。また、一定期間、京都市及び（公財）産業雇用安定センターの所管する人材確保事業への応募等が制限されることがあります。

(7) 知的財産の利用等の制限

知的財産（知的財産基本法第2条第1項に規定する「知的財産」をいう。）について、保有者の同意なく利用又は第三者に開示しないでください。

(8) 取組及び成果の広報

取組内容や事業成果については、今後の企業支援のため、ウェブサイト等による広報に御協力ください。

(9) 免責

本プログラムへの参加登録（の成否）、本プログラムの利用（の成否）及び人材交流（の成否）により生じたいかなるトラブル・損害等について、京都市及び（公財）産業雇用安定センターは一切責任を負いません。

【個人情報の取扱いについて】

個人情報に関する取扱いは、個人情報保護法のほか、京都市及び（公財）産業雇用安定センターがそれぞれ定める個人情報保護に関する条例・規則・規程に基づき適切に取り扱います。

なお、提出書類に記載の個人情報に関する利用目的については、次のとおりですので、必ず御確認ください。

（１）個人情報の利用目的

応募申込書類等本事業で知り得た個人情報は次の目的で使用します。

ア 本プログラムの審査を行う目的で、名簿作成及び審査後の各種連絡等に使用します。

イ 本プログラムの終了後、成果把握や関連事業の御案内を行う目的で、名簿等の資料作成や本プログラムに関する各種連絡に使用します。

（２）個人情報の提供について

以下のいずれかに該当する場合を除き、御利用者の情報を第三者に提供しません。

ア 御本人の同意がある場合

イ 法令に基づき提供を求められた場合

ウ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、御本人の同意を得ることが困難な場合

エ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、御本人の同意を得ることが困難な場合

オ 国、地方公共団体又はその委託を受けたものが法令に定める事務を実施するうえで、協力する必要がある場合であって、御本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

（３）個人情報の委託について

本プログラムを遂行するため、本プログラムに係る情報の秘密厳守に同意した本プログラムに係る業務受託事業者へ個人情報を委託します。それ以外は、外部に個人情報を委託することはありません。

（４）利用目的の通知、開示、訂正、追加、利用停止、削除などを御希望の場合

個人情報に関して、利用目的の通知、開示、訂正、追加、利用停止、削除などを希望される場合には、御利用者本人の要求であることを確認したうえで、所定の手続きにより、合理的な期間及び範囲で御希望に応じますので、御連絡ください。

（５）個人情報提供の任意性

個人情報の御提供は任意ですが、業務の性質上、申請書の情報の全部又は一部を御提供いただけない場合は、申請を受理できない場合があります。

（６）個人情報の管理責任者

京都市個人情報管理責任者：産業観光局産業企画室産業総務課長

お問合せ先：京都市産業観光局産業企画室ひと・しごと環境整備担当

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL:075-222-3756 (受付時間:平日<月～金※祝祭日を除く>9:00～17:00)

FAX:075-222-3331/電子メール:ninaitekakuh@city.kyoto.lg.jp